

商品詳細

4つのコース

- ・コース概要
- ・10年運用コース
- ・15年運用コース
- ・20年運用コース
- ・自由選択コース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

4つのコース

ご契約時にコースをお選びいただけます。ご契約後、途中でのコース変更はできません。

コース概要

| コース | → 10年運用コース | → 15年運用コース | → 20年運用コース | → 自由選択コース |
|---|---|---------------------------------------|---|--|
| 保険の対象となる方*の契約年齢 *被保険者 | 0～80歳 | 0～74歳 | 0～70歳 | 0～75歳 |
| 商品概要 ファンド(特別勘定)・グループと運用ファンド(特別勘定) | ひとつのファンドで運用するコース | | 複数の運用ファンドが選択できファンドの変更等も可能なコース | |
| | 10年運用コース専用ファンド | 15年運用コース専用ファンド | 20年運用コース専用ファンド・グループからひとつまたは複数の運用ファンドを選択(注1) | 自由選択コース専用ファンド・グループからひとつまたは複数の運用ファンドを自由に選択 |
| 死亡保険金 | 基本保険金額の最低保証 | 基本保険金額またはそれ以上の最低保証 ステップアップ死亡保障(注2) | 基本保険金額の最低保証 | 基本保険金額の最低保証 |
| 年金受取 特約による年金額保証 【年金受取総額の最低保証(注3)】 受取方法自由選択 | 最低保証付年金特約 15年確定年金 | 最低保証付年金特約 10年確定年金 | 最低保証付年金特約 10年確定年金 | なし |
| | 運用期間10年以後より「特約による年金額保証」から下記の「年金受取方法自由選択」へ移行可能です。 ●確定年金●保証期間付終身年金●保証期間付夫婦年金 ※移行後、特約による年金額保証(年金受取総額の最低保証)はなくなります。 | | | 運用期間10年以後より下記の年金種類等を自由に選択可。 ●確定年金 ●保証期間付終身年金 ●保証期間付夫婦年金 |
| 「特別引出」(注4) | 可能 ただし、年金受取総額の最低保証は基本保険金額(一時払保険料相当額)から「特別引出」累計額を差し引いた額になります。 | | 可能 | |
| 解約(全部・一部) | 可能 ただし、7年未満での解約は解約控除が適用されます。 | | | |

(注1) ご契約時または増額時にファンドの選択を行う際にはファンドへの投資制限があります。ファンド・グループのうちハートフォード生命が投資を制限するファンドに対する投資は、合計で一時払保険料の50%以下とします。またファンドの変更等の際には別の制限があります。詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

(注2) 一部解約(「特別引出」を含む)を行った場合、一部解約請求額の積立金額に対する割合に応じてステップアップ最低保証金額が減額されます。

(注3) 年金受取総額の最低保証は、基本保険金額(一時払保険料相当額)から「特別引出」の累計額を差し引いた額です。運用期間中に「特別引出」が行われなかった場合の年金受取総額の最低保証は基本保険金額(一時払保険料相当額)です。

(注4) 「特別引出」は運用期間1年以後から保険の対象となる方(被保険者)が75歳で迎える契約応当日の前日まで可能です。

- ◎ ステップアップ死亡保障を含む死亡保険金の最低保証および特約による年金受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

商品詳細

4つのコース

- ・コース概要
- ・10年運用コース
- ・15年運用コース
- ・20年運用コース
- ・自由選択コース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

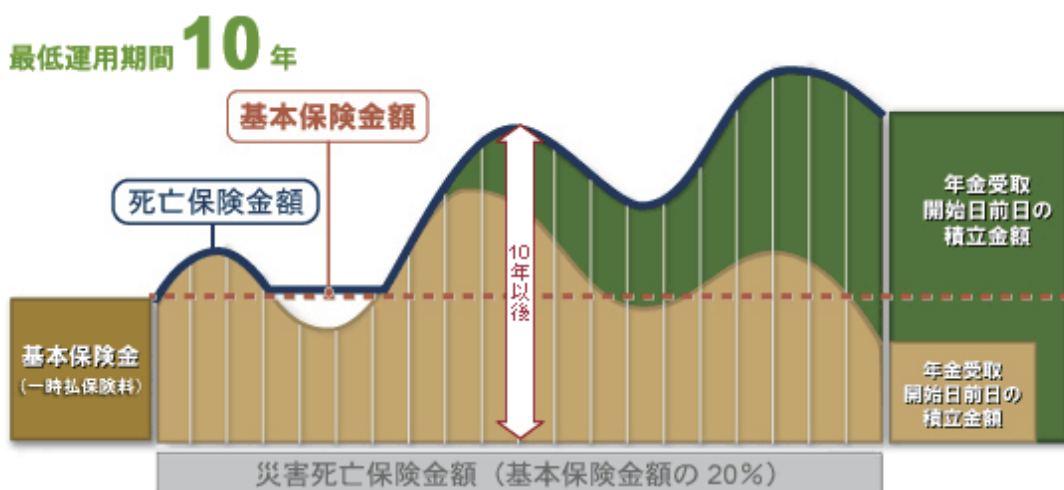
4つのコース

10年運用コース

「年金額保証」のあるコースの中で最も早く年金受取を開始することが可能です

死亡保険金は 基本保険金額を最低保証

10年運用コース専用ファンドで運用します。



年金受取総額は 基本保険金額を最低保証

「特別引出」を行った場合の年金受取総額の最低保証（年金保証額）は、基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額です。

積立金額が増えた場合

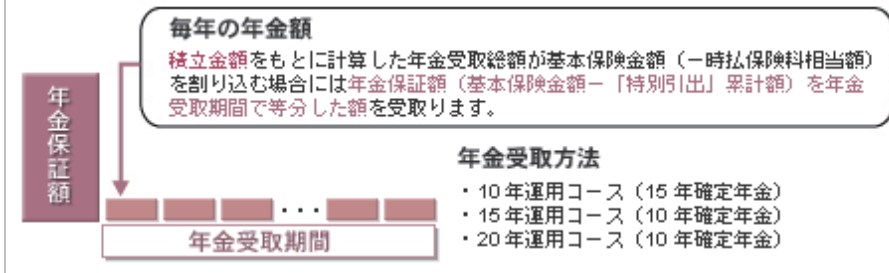
運用期間10年以後より「年金受取方法自由選択」に移行することもできます。

※イメージは運用期間10年以後より、5年確定年金へ移行の場合



移行せずに積立金額にもとづいた年金原資からそれぞれのコースの年金受取期間で計算した定額の年金として受け取ることもできます（最低運用期間以後）。

積立金額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を割り込んだ場合



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
 - このイメージ図は、基本保険金額（一時払保険料相当額）が、一定の場合を想定しており、基本保険金（一時払保険料）の増額、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
 - 基本保険金額（一時払保険料相当額）は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合は、増額の一時払保険料分増額し、一部解約（「特別引出」を除く）があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- ◎ステップアップ死亡保障を含む死亡保険金の最低保証および特約による年金受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

商品詳細

4つのコース

- ・コース概要
- ・10年運用コース
- ・15年運用コース
- ・20年運用コース
- ・自由選択コース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

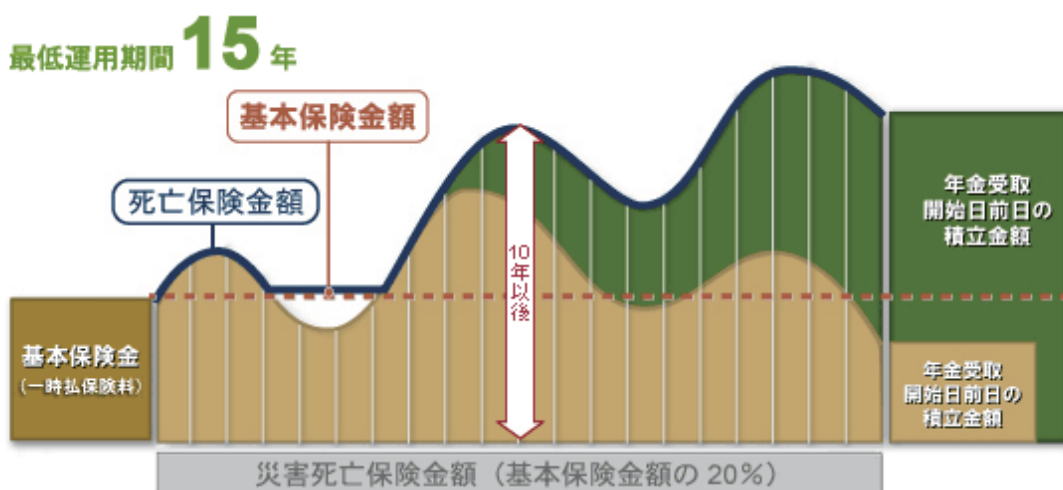
4つのコース

15年運用コース

「死亡保険金」の最低保証は運用実績に応じてステップアップします

死亡保険金は 基本保険金額を最低保証

15年運用コース専用ファンドで運用します。



年金受取総額は 基本保険金額を最低保証

「特別引出」を行った場合の年金受取総額の最低保証（年金保証額）は、基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額です。

積立金額が増えた場合

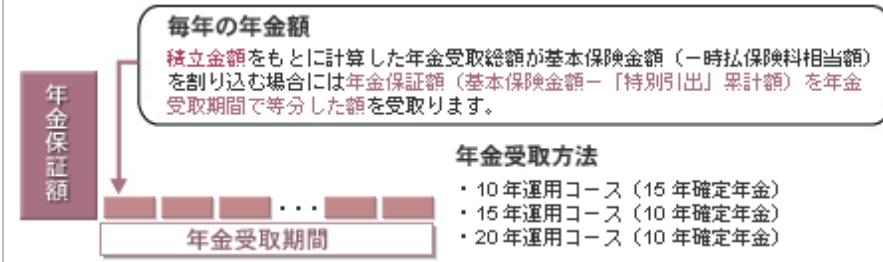
運用期間10年以後より「年金受取方法自由選択」に移行することもできます。

※イメージは運用期間10年以後より、5年確定年金へ移行の場合



移行せずに積立金額にもとづいた年金原資からそれぞれのコースの年金受取期間で計算した定額の年金として受け取ることもできます（最低運用期間以後）。

積立金額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を割り込んだ場合



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
 - このイメージ図は、「15年運用コース」の「ステップアップ死亡保障」による死亡保険金額を表示していません。「ステップアップ死亡保障」による死亡保険金額のイメージ図については「死亡保障のしくみ」をご参照ください。
 - このイメージ図は、基本保険金額（一時払保険料相当額）が、一定の場合を想定しており、基本保険金（一時払保険料）の増額、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
 - 基本保険金額（一時払保険料相当額）は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合は、増額の一時的払保険料分増額し、一部解約（「特別引出」を除く）があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- ◎ステップアップ死亡保障を含む死亡保険金の最低保証および特約による年金受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

ステップアップ死亡保障

15年コースのステップアップ死亡保障

「15年運用コース」の死亡保険金は、保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった日の

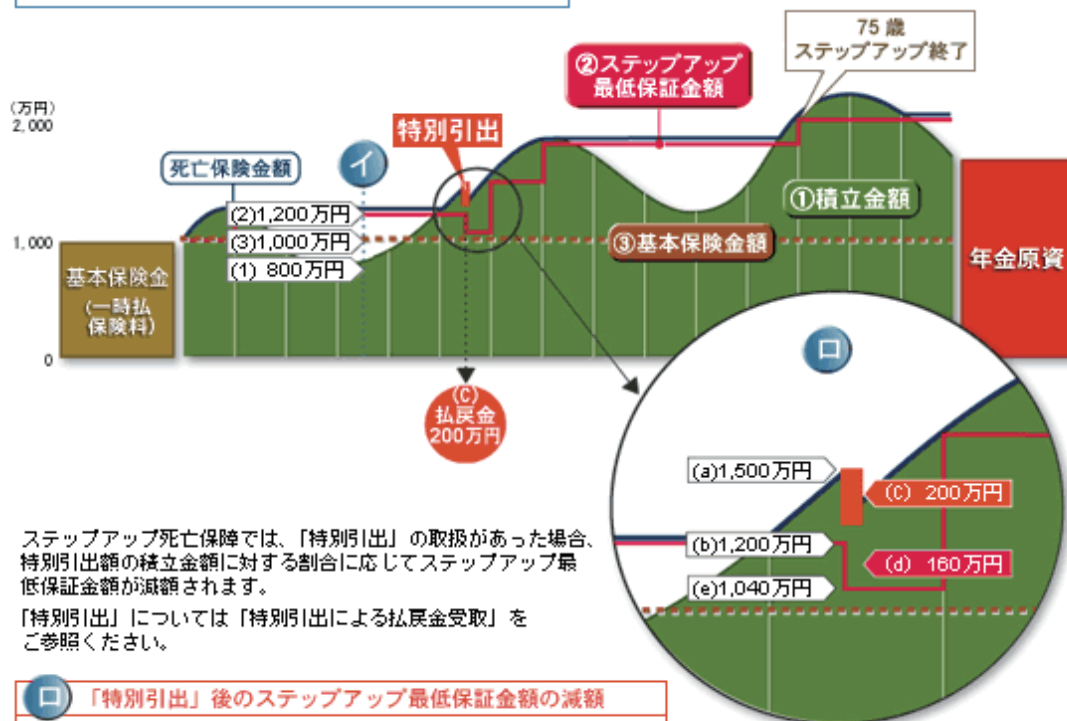
- (1) 積立金額
- (2) ステップアップ最低保証金額※
- (3) 基本保険金額

のうち最も大きい金額になります。

※ステップアップ最低保証金額について

- ステップアップ最低保証金額は、ご契約日から1年目の契約応当日の前日までは、基本保険金額（一時払保険料相当額）です。その後、毎年の契約応当日ごとに見直しを行い、各契約応当日の積立金額とこれまでのステップアップ最低保証金額を比べて大きい方の額を、その契約応当日以後の新しいステップアップ最低保証金額とします。
- この見直しは、保険の対象となる方（被保険者）が75歳で迎える契約応当日まで行います。
- 一部解約（「特別引出」を含む）が行われた場合、ステップアップ最低保証金額は請求額の積立金額に対する割合に応じて減額されます。

| ① 時点での死亡保険金額 | |
|-------------------------|-----------|
| ①積立金額 | 800万円 |
| ②ステップアップ最低保証金額 | 1,200万円 |
| ③基本保険金額 | 1,000万円 |
| 死亡保険金額 = ステップアップ最低保証金額※ | = 1,200万円 |



ステップアップ死亡保障では、「特別引出」の取扱があった場合、特別引出額の積立金額に対する割合に応じてステップアップ最低保証金額が減額されます。

「特別引出」については「特別引出による払戻金受取」をご参照ください。

□ 「特別引出」後のステップアップ最低保証金額の減額

| | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| (a) 「特別引出」前の積立金額 | 1,500万円 |
| (b) 「特別引出」前のステップアップ最低保証金額 | 1,200万円 |
| (c) 「特別引出」の額 | 200万円 |
| (d) 「特別引出」の額に応じてステップアップ最低保証金額が減額する額 | $(b) \times ((c) \div (a)) = 160$ 万円 |
| (e) 「特別引出」後のステップアップ最低保証金額 | $(b) - (d) = 1,040$ 万円 |

※一部解約（「特別引出」を含む）額以上にステップアップ最低保証金額が減額される場合もあります。

- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は、基本保険金額（一時払保険料相当額）の増額があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額（一時払保険料相当額）は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合は、増額の一時払保険料分増額し、一部解約（「特別引出」を除く）があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。

商品詳細

4つのコース

- ・コース概要
- ・10年運用コース
- ・15年運用コース
- ・20年運用コース
- ・自由選択コース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

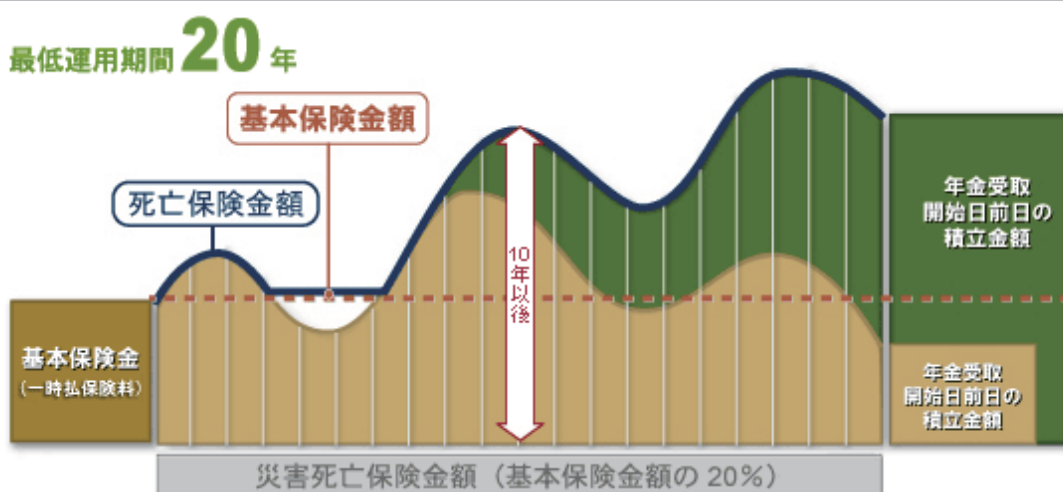
4つのコース

20年運用コース

「ファンド選択」の幅が広がります

死亡保険金は 基本保険金額を最低保証

20年運用コース専用ファンド・グループから選択して運用します



年金受取総額は 基本保険金額を最低保証

「特別引出」を行った場合の年金受取総額の最低保証（年金保証額）は、基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額です。

積立金額が増えた場合

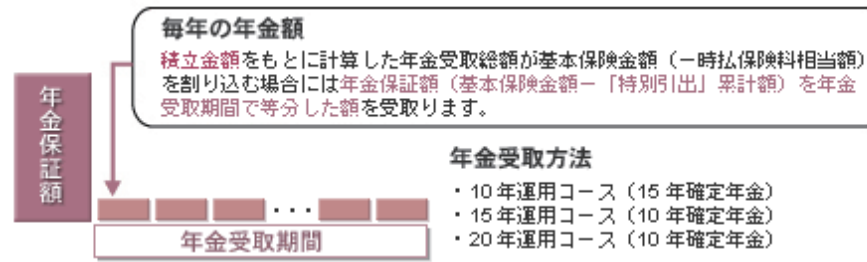
運用期間10年以後より「年金受取方法自由選択」に移行することもできます。

※イメージは運用期間10年以後より、5年確定年金へ移行の場合



移行せずに積立金額にもとづいた年金原資からそれぞれのコースの年金受取期間で計算した定額の年金として受け取ることもできます（最低運用期間以後）。

積立金額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を割り込んだ場合



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
 - このイメージ図は、基本保険金額（一時払保険料相当額）が、一定の場合を想定しており、基本保険金（一時払保険料）の増額、一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
 - 基本保険金額（一時払保険料相当額）は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合は、増額の一時払保険料分増額し、一部解約（「特別引出」を除く）があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。
- ◎ステップアップ死亡保障を含む死亡保険金の最低保証および特約による年金受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

商品詳細

4つのコース

- ・コース概要
- ・10年運用コース
- ・15年運用コース
- ・20年運用コース
- ・自由選択コース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

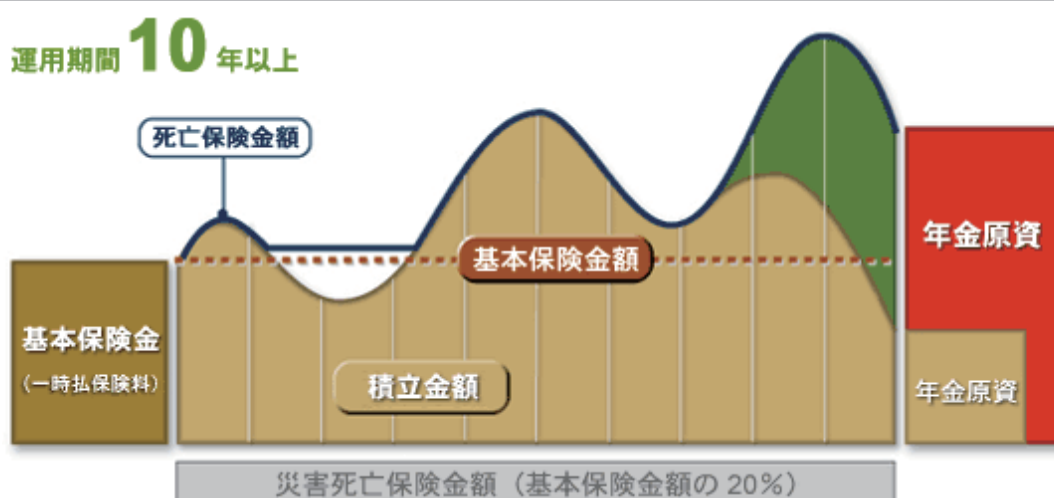
4つのコース

自由選択コース

「ファンド自由選択」と「年金受取方法自由選択」そして「増えた分だけ引き出す楽しみ」

死亡保険金は 基本保険金額を最低保証

自由選択コース専用ファンド・グループから自由に選択して運用します。



運用によって積立金額が基本保険金額より増えた場合には

**年金受取を待つことなく
「特別引出」が可能**

年金受取方法を自由選択

*年金受取総額の最低保証はありません。

年金の受取期間

確定年金

確定した「年金支払期間」中、毎年定額の年金をお受け取りになれます。

保証期間付終身年金

保険の対象となる方(被保険者)がご存命の期間中、毎年定額の年金をお受け取りになれます。

保証期間付夫婦年金

ご夫婦のどちらか一方がご存命の期間中、毎年定額の年金をお受け取りになれます。

- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額(一時払保険料相当額)が一定の場合を想定しており、基本保険金(一時払保険料)の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額(一時払保険料相当額)は、基本保険金(一時払保険料)の増額があった場合は、増額の一時払保険料分増額し、一部解約(「特別引出」を除く)があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

- 運用のイメージ
- 増額が可能

一つのファンド（特別勘定）で運用するコース

10年運用コース

15年運用コース

ファンド・グループの中から運用するファンドを選択するコース

20年運用コース

自由選択コース

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

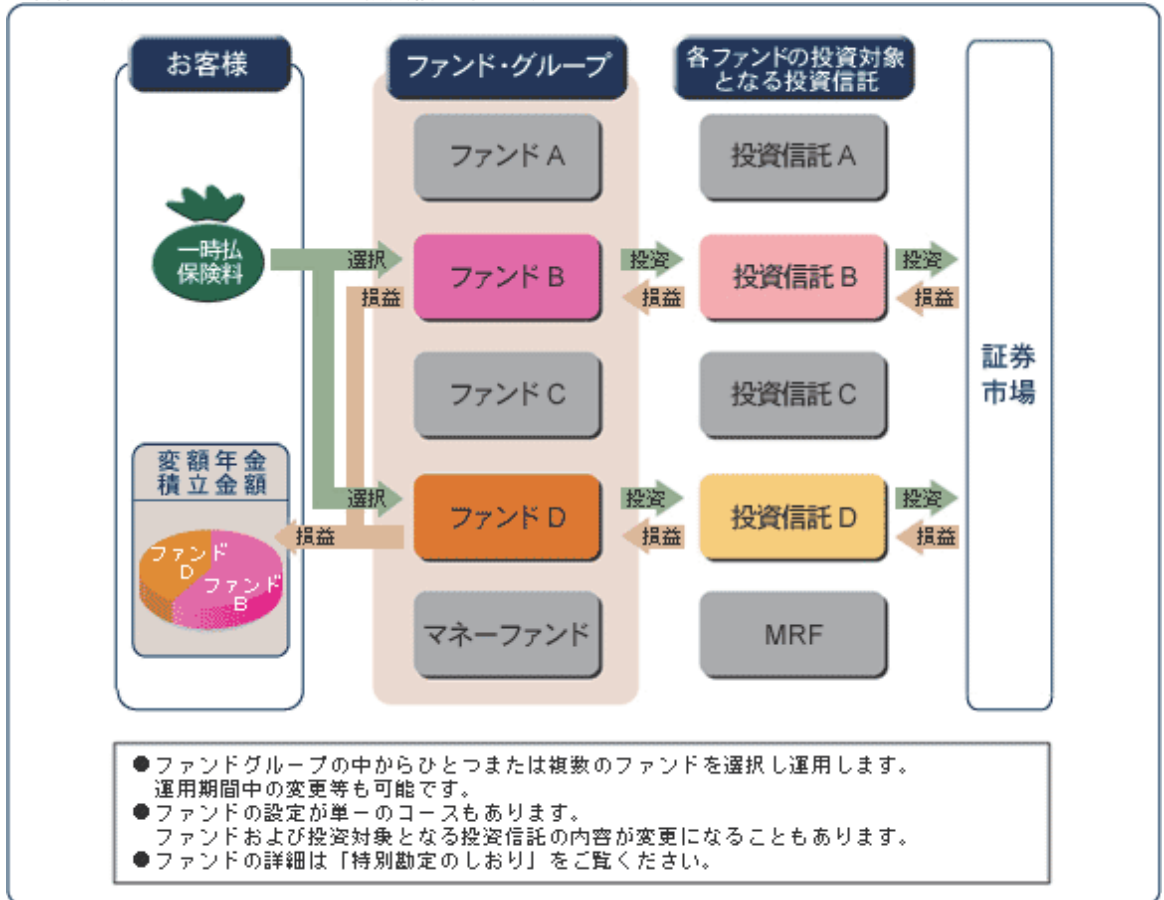
諸費用

運用のしくみ

4つのコースには、各コースごとに専用のファンド（特別勘定）またはファンド・グループが定められています。また運用期間中に増額することもできます。

運用のイメージ

お客様の資産をファンドを通じて投資信託等で運用します。



増額が可能

「10年運用コース」「15年運用コース」「20年運用コース」では、ご契約日の翌日から、最初に到来する契約応当日の前日まで可能です。また「自由選択コース」では、ご契約日の翌日から年金受取開始日の前日まで可能です（ただし76歳で迎える契約応当日以後は増額できません）。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

・運用のイメージ

・増額が可能

→ 一つのファンド（特別勘定）で運用するコース

・10年運用コース

・15年運用コース

→ ファンド・グループの中から運用するファンドを選択するコース

・20年運用コース

・自由選択コース

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

運用のしくみ（一つのファンド(特別勘定)で運用するコース）

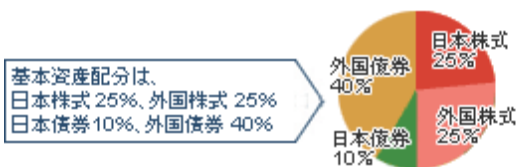
「10年運用コース」「15年運用コース」では、運用期間を通じてそれぞれひとつのファンドで運用します。

10年運用コース



ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

15年運用コース



ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

- 運用のイメージ
- 増額が可能

一つのファンド（特別勘定）で運用するコース

- 10年運用コース
- 15年運用コース

ファンド・グループの中から運用するファンドを選択するコース

- 20年運用コース
- 自由選択コース

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

運用のしくみ（ファンド・グループの中から運用するファンドを選択するコース）

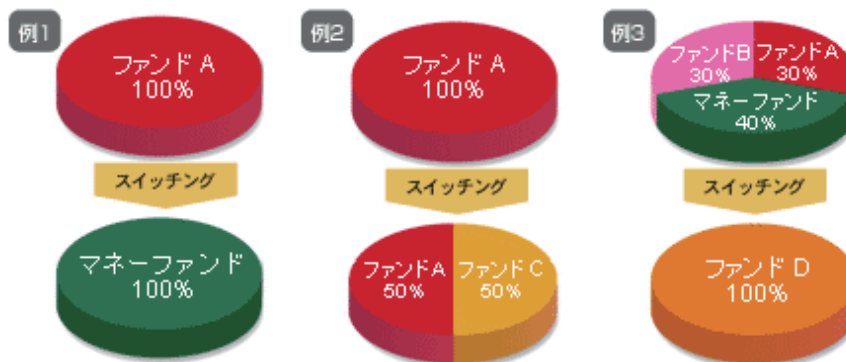
「20年運用コース」「自由選択コース」では、それぞれのファンド・グループの中でファンドを選択し運用します。運用期間中のファンド変更等も可能です。ただしコースをまたがる変更等はできません。

運用するファンドの変更等可能

スイッチング

資産を運用するファンドを変更（スイッチング）できます。

- 手数料はかかりません
- 年間15回まで行えます（15回を超えるスイッチングはお受けしていません）

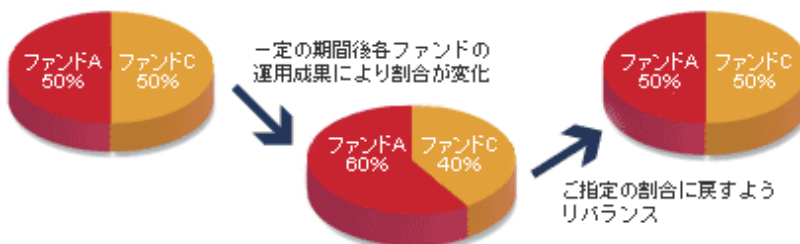


資産運用管理サービス

1. ポートフォリオ・リバランス

ポートフォリオの構成比率を定期的に自動調整します。
※構成比率調整頻度は1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月ごとから選択できます。

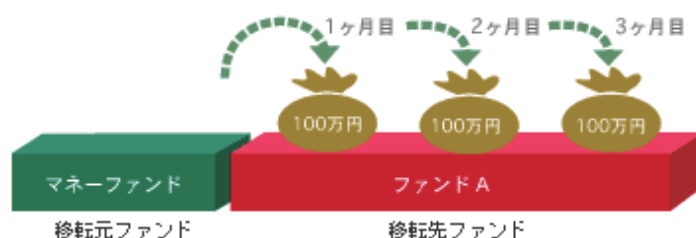
例 ファンド A：ファンド C を 50：50 でご指定の場合



2. ドルコスト平均投資

ご指定ファンドから他のご指定ファンドに、毎月一定額を自動的に移転します。
※移転期間は3ヶ月、6ヶ月、12ヶ月の中から選択できます。

例 マネーファンドからファンド A に、3ヶ月間 100万円ずつの移転を指定する場合



- 手数料はかかりません
- スイッチングの回数には入りません
- 上のふたつのサービスは同時にお取り扱いすることはできません

20年運用コース

各ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

自由選択コース

各ファンドの詳細は「ファンド情報ページ」をご覧ください。

 [ページトップ](#)

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

- 死亡保険金
- 災害死亡保険金
- 死亡保険金の受取方法

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

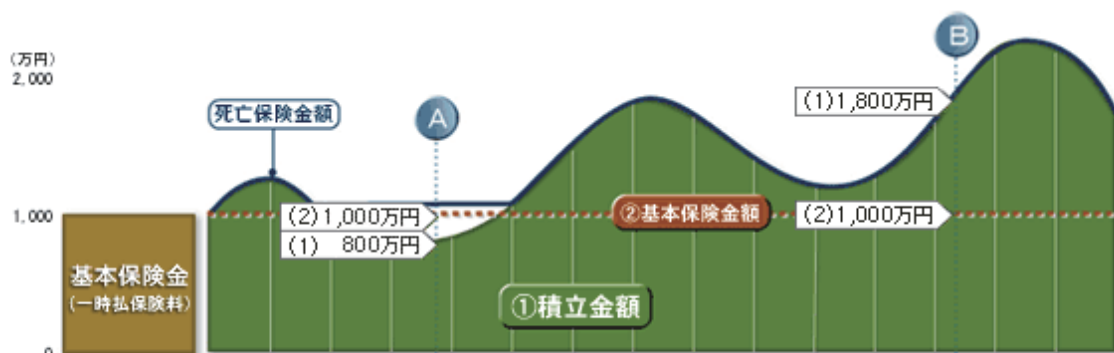
死亡保障のしくみ

運用期間中に保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった場合、お選びいただいたコースにかかわらず死亡保険金は基本保険金額が最低保証されます。

死亡保険金

保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった日の

- 積立金額
- 基本保険金額のうちどちらか大きい方の金額になります。



A時点での死亡保険金額

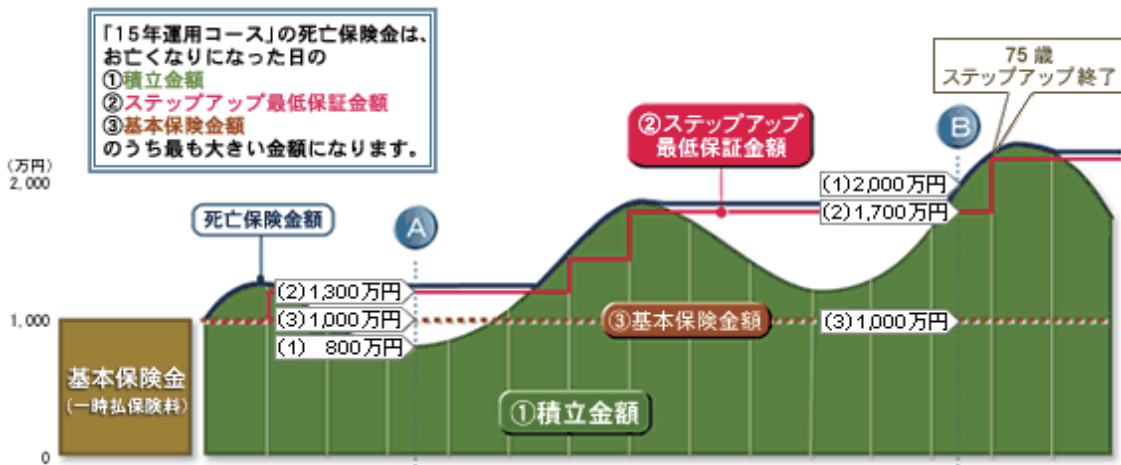
| | |
|-----------------|---------|
| ①積立金額 | 800万円 |
| ②基本保険金額 | 1,000万円 |
| 死亡保険金額 = 基本保険金額 | 1,000万円 |

B時点での死亡保険金額

| | |
|---------------|---------|
| ①積立金額 | 1,800万円 |
| ②基本保険金額 | 1,000万円 |
| 死亡保険金額 = 積立金額 | 1,800万円 |

「15年運用コース」には、ステップアップ死亡保障があります

- ステップアップ最低保証金額は、ご契約日から1年目の契約応当日の前日までは基本保険金額（一時払保険料相当額）です。その後、毎年の契約応当日ごとに見直しを行い、各契約応当日の積立金額とそれまでのステップアップ最低保証金額を比べて大きい方の額を、その契約応当日以後の新しいステップアップ最低保証金額とします。
- この見直しは、保険の対象となる方が75歳で迎える契約応当日まで行います。



「15年運用コース」の死亡保険金は、お亡くなりになった日の

- 積立金額
- ステップアップ最低保証金額
- 基本保険金額

のうち最も大きい金額になります。

A時点での死亡保険金額

| | |
|------------------------|---------|
| ①積立金額 | 800万円 |
| ②ステップアップ最低保証金額 | 1,300万円 |
| ③基本保険金額 | 1,000万円 |
| 死亡保険金額 = ステップアップ最低保証金額 | 1,300万円 |

B時点での死亡保険金額

| | |
|----------------|---------|
| ①積立金額 | 2,000万円 |
| ②ステップアップ最低保証金額 | 1,700万円 |
| ③基本保険金額 | 1,000万円 |
| 死亡保険金額 = 積立金額 | 2,000万円 |

- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- これらの図は、基本保険金（一時払保険料）の増額や一部解約がある場合を想定しておりません。
- これらの図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

災害死亡保険金

不慮の事故等によってお亡くなりになった場合は、死亡保険金に基本保険金額（一時払保険料相当額）の20%が加算されます。

死亡保険金の受取方法

一括受取

全額を一括でお受け取りになる方法です。

年金受取

毎年定額の確定年金でお受け取りになる方法です。

据置受取

全額を一定期間保険会社の定める一定の利率で据え置いた後にお受け取りになる方法です。

配偶者契約継続

死亡保険金額のうち、配偶者がお受け取りになる金額を基本保険金（一時払保険料）としてご契約を継続させることができます。ただしご契約者と保険の対象となる方*が同じである契約に限ります。

継続された契約は解約控除の対象になりません。
1契約につき1回に限ります。

■配偶者契約継続が可能なご契約

ご契約者と保険の対象となる方*が同一で死亡保険金受取人がご契約者の配偶者であるご契約

*保険の対象となる方＝被保険者

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

相続年金支払特約とは
相続年金支払特約の特長

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

相続年金支払特約

相続年金支払特約とは

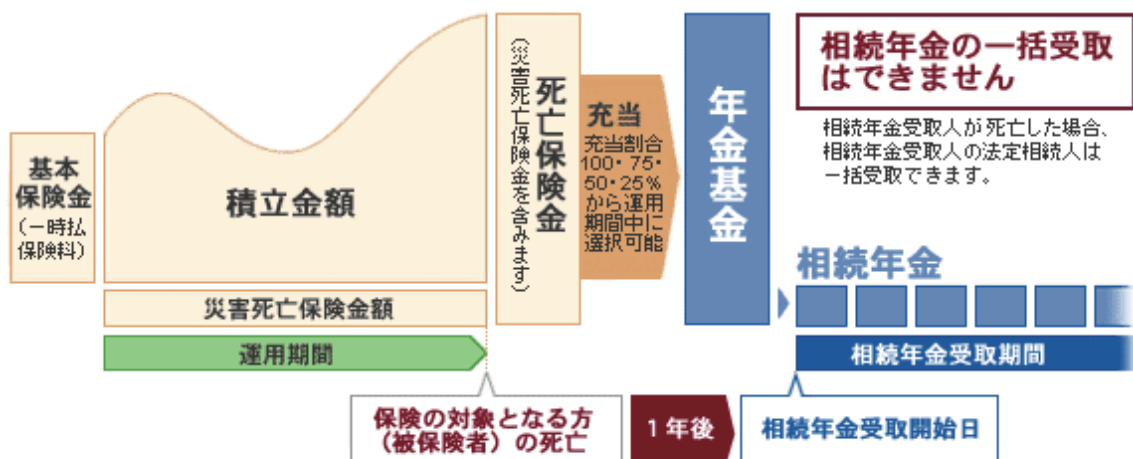
次の世代に資産（死亡保険金）を年金でのこすことをご契約者自身が指定できる特約です。

特約が付加できるご契約

ご契約者と保険の対象となる方（被保険者）が同一のご契約

特約が付加できる期間

運用期間中かつご契約者[＝保険の対象となる方（被保険者）]がお亡くなりになる前まで
※措置期間付確定年金へ移行したご契約を除きます。



この図はイメージ図であり、保険種類により死亡保険金額・災害死亡保険金額等の設定が異なる場合があります。相続年金受取開始日以後、毎年の相続年金受取日に年金管理費として年金額の1%を控除します。

相続年金支払特約の特長

死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）を年金基金に充当して、毎年定額の相続年金をのこせます。

- 相続年金は相続年金受取人のお申し出があっても一括でお受け取りになることはできません。
- ご契約者が年金基金に充当する割合を死亡保険金（災害死亡保険金を含みます）の100・75・50・25%の範囲で選択できます。
- 相続年金受取開始日は、保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった日の1年後です。

相続年金受取期間をご契約者が指定できます。

- 5・10・15・20・25・30・35・36の確定年金を指定できます。
- 期間満了時の相続年金受取人の満年齢が105歳以下となる範囲で指定できます。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

特約による
年金保証

年金受取総額の最低保証

年金の受取方法

年金受取方法
自由選択

年金受取方法を決める
ための要素

年金受取方法を自由に
選択

年金一括受取

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

年金受取のしくみ(特約による年金額保証)

最低保証付年金特約が付加されたコースでは、年金受取総額が最低保証されます。この特約は、「10年運用コース」「15年運用コース」「20年運用コース」に付加されています。特約による年金受取総額の最低保証はハートフォード生命が行います。

年金受取総額の最低保証

最低保証付年金特約が付加されたコースでは、年金受取総額に基本保険金額(一時払保険料相当額)の最低保証があります。ただし「特別引出」があった場合には、基本保険金額(一時払保険料相当額)から「特別引出」累計額を引いた額が最低保証されます。

$$\text{年金受取総額の最低保証額(年金保証額)} = \text{基本保険金額} - \text{「特別引出」累計額}$$

年金の受取方法

毎年の年金額の決まり方

毎年の年金額は次のうちどちらか大きい方の金額となります。

- 年金保証額を年金受取期間で等分した金額
- 年金受取開始日前日の積立金額にもとづいた年金原資から計算した定額の年金額

年金一括受取

毎年の年金受取に代えて、まだ受け取っていない残りの受取期間中の年金額を現在の価値に計算した額(未払年金現価)を一括受取することができます。

また年金受取開始日に第1回の年金受取に合わせて、一括受取をすることもできます。

年金受取開始日の変更

所定の範囲で延期も前倒しも可能です。

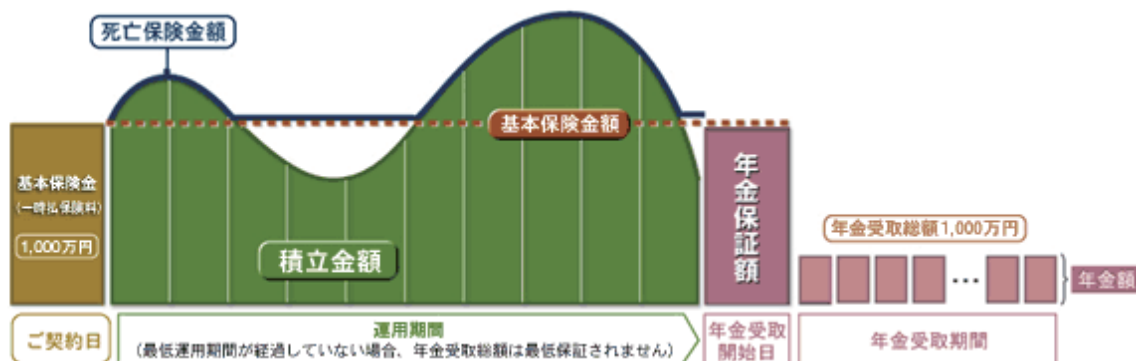
「年金受取方法自由選択」への移行

運用期間中は10年以後より「年金受取方法自由選択」へ移行できます。

移行した場合の年金受取開始日は、移行のお申し出後最初に到来する契約応当日となります。

また移行のお申し出以後の移行のお取り消しや年金受取方法の変更はできません。

■年金受取総額が最低保証される(年金保証額をもとに年金受取)イメージ図



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は基本保険金額(一時払保険料相当額)が一定の場合を想定しており、基本保険金額(一時払保険料)の増額・一部解約があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額(一時払保険料相当額)は、基本保険金額(一時払保険料)の増額があった場合は、増額の一部払保険料を増額し、一部解約(「特別引出」を除く)があった場合は一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。

最低保証付年金特約が付加された「10年運用コース」「15年運用コース」「20年運用コース」では、年金受取総額は基本保険金額（一時払保険料相当額）を最低保証しますが、次の場合には年金受取総額が最低保証されません。

*「特別引出」を行った場合の年金受取総額の最低保証額（年金保証額）は、基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額です。

運用期間中の解約

運用期間中、ご契約の全部を解約する場合には解約日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。7年未満の解約には、解約控除が適用されます。

払戻金額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る場合もあります。

「年金受取方法自由選択」への移行

運用期間中、10年以後より「年金受取方法自由選択」へ移行した場合には、最低保証付年金特約は消滅し年金受取総額の最低保証はなくなります。

「年金受取自由選択」をご参照ください。

年金の一括受取

まだ受け取っていない残りの受取期間中の年金額を一括受取する場合には、年金受取開始日前日の積立金額から計算した年金額の未払年金原価を受け取ります。

この場合、年金受取総額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る場合もあります。

年金受取期間中の死亡一時金

年金受取期間中、保険の対象となる方（被保険者）がお亡くなりになった場合で、死亡一時金を一括受取する場合には、年金保証額から計算した未払年金原価を受け取ります。

この場合、年金受取総額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る場合もあります。

ただし、死亡一時金に代えて年金形式でお受け取りになる場合には年金受取総額が最低保証されます。

据置期間付確定年金への移行

運用期間中、5年経過後より特別勘定での運用を中止し据置期間付確定年金へ移行する場合には、移行日の払戻金をもとに年金額を算出します。

この場合、年金受取総額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を下回る場合もあります。

※このほか、「10年運用コース」「15年運用コース」では、最低保証付終身年金をご選択いただくことも可能です。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

特約による
年金額保証

- 年金受取総額の最低保証
- 年金の受取方法

年金受取方法
自由選択

年金受取方法を定める
ための要素

- 年金受取方法を自由に
選択

- 年金一括受取

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

年金受取のしくみ(年金受取方法自由選択)

「自由選択コース」では、「年金受取方法自由選択」により年金受取方法を自由にご選択いただけます。また、他の運用コースからでも運用期間10年以後より「年金受取方法自由選択」に移行することができます。

年金受取方法を定めるための要素

年金受取方法は、以下の要素を選択して決定します。

年金種類(確定年金、保証期間付終身年金、保証期間付夫婦年金)

年金支払期間(確定年金)、保証期間(保証期間付終身年金と保証期間付夫婦年金)

年金受取開始日(保険の対象となる方*の年齢で指定)

*保険の対象となる方＝被保険者

年金受取方法を自由に選択

ご選択いただいた年金受取方法にしたがって、年金受取開始日前日の積立金額にもとづいた年金原資から計算した毎年定額の年金をお受け取りいただけます。

「自由選択コース」の場合

ご契約時に年金受取方法をご選択ください。
年金受取開始日の前日まで、年金受取方法を変更することができます。
年金受取開始日以後は、年金受取方法の変更はできません。

「10年運用コース」「15年運用コース」「20年運用コース」の場合

「年金受取方法自由選択」移行時に年金受取方法をご選択ください。
年金受取開始日は、移行のお申し出後最初に到来する契約応当日です。
移行後は年金受取総額の最低保証はなくなります。また年金受取方法の変更はできません。

年金種類

1. 確定年金

確定した年金支払期間中、定額の年金をお受け取りになれます。

年金支払期間中に、保険の対象となる方(被保険者)がお亡くなりになった場合には、未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

(所定のお手続きにより死亡一時金として受け取らず、保証期間満了まで年金としてお受け取りいただくことも可能です)



●保証期間は5・10・15・20年の中からご選択ください

2. 保証期間付終身年金

保険の対象となる方が(被保険者)ご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。

保証期間中に、お亡くなりになった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

(所定のお手続きにより死亡一時金として受け取らず、保証期間満了まで年金としてお受け取りいただくことも可能です)



●保証期間は5・10・15・20年の中からご選択ください

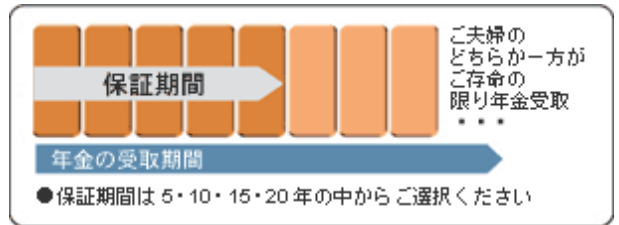
3. 保証期間付夫婦年金

ご夫婦のどちらか一方でもご存命の期間中、定額の年金をお受け取りになれます。

保証期間中に、ご夫婦の両方がお亡くなりになった場合には、保証期間中の未払年金現価を死亡一時金としてお受け取りいただけます。

(所定のお手続きにより死亡一時金として受け取らず、保証期間満了まで年金としてお受け取りいただくことも可能です)

また保証期間付夫婦年金で配偶者リレー年金を利用することができます。



配偶者リレー年金

ご夫婦がおふたりともお揃いの時期に年金をより多くお受け取りいただくために、どちらか一方がお亡くなりになった後の配偶者がおひとりでお受け取りになる年金額をご夫婦がお揃いの時期の60%におさえるというしくみです。

またご夫婦のどちらか一方がお亡くなりになった場合でも、保証期間中であれば残りの保証期間はご夫婦がおふたりお揃いの時期の年金額をお受け取りになれます。

例 配偶者リレー年金を利用したイメージ

■ 配偶者リレー年金を使った場合の年金 □ 配偶者リレー年金を使わない場合の年金

- 保証期間中にご夫婦のどちらかがお亡くなりになった場合
- 保証期間経過後にご夫婦のどちらかがお亡くなりになった場合



※上記以外にも、一時金付終身年金をご選択いただくことも可能です。

年金一括受取

毎年の年金受取に代えて、まだ受け取っていない残存保証期間（確定年金の場合は残存年金支払期間）中の年金額を現在の価値に計算した額（未払年金現価）を一括受取することができます。

また年金受取開始日に第1回の年金受取に合わせて、一括受取をすることもできます。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

・「特別引出」による
払戻金受取

・「特別引出」のメリット

・「特別引出」の条件

・解約による払戻金受取

税金について

諸費用

「特別引出」のしくみ

運用期間中はご契約の全部または一部を解約して払戻金を受け取ることができます。

所定の条件を満たす一部解約は、「特別引出」として、一部解約時の制約を受けることなく積立金額の増加分を受け取ることができます。

「特別引出」による払戻金受取

運用により積立金額が基本保険金額（一時払保険相当額）より増えている機会を捉えて、その増加した金額の範囲内で一部解約を行う場合、所定の条件のもとで、「特別引出」の取扱ができます。

払戻金から解約控除額が差し引かれる等の一部解約時の制約を受けないため、年金の受取を待たずに運用成果を受け取れます。

「特別引出」のメリット

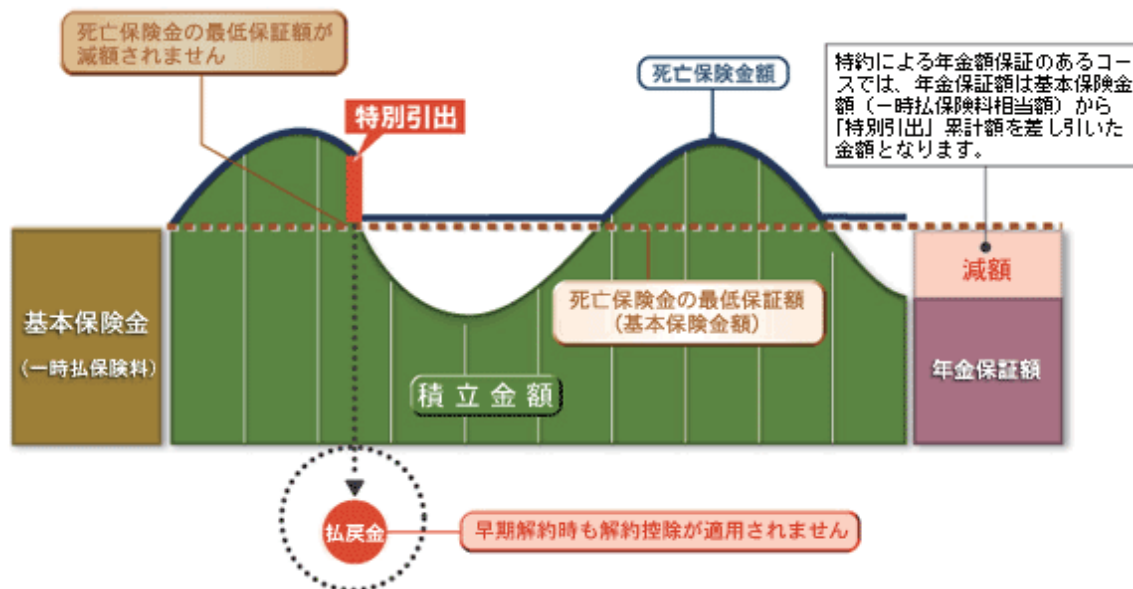
(1) 死亡保険金の最低保証額（基本保険金額）が減額されません。

「特別引出」後も死亡保険金は基本保険金額が最低保証されます。

「15年運用コース」のステップアップ最低保証金額は、「特別引出」の取引があった場合、特別引出額の積立金額に対する割合に応じて減額されます。

(2) 7年未満での解約でも解約控除は適用されません。

解約控除額が差し引かれることなく払戻金を受け取れます。



- この保険は、運用実績に応じて積立金額が変動します。
- このイメージ図は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合を想定しておりません。また、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。
- 基本保険金額（一時払保険料相当額）は、基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合は増額の一時払保険料分増額し、一部解約（「特別引出」を除く）があった場合は、一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額します。

「特別引出」の条件

一部解約の条件に加え、「特別引出」の条件を満たした場合、「特別引出」の取扱ができます。

| | | |
|------|---|--|
| 回数条件 | 毎年の契約応当日から起算して 1年間に1回限り 同じ年の2回目以後は通常の一部解約となります | |
| 金額条件 | 「特別引出」可能金額 | どちらか小さい方の金額 ・積立金額が基本保険金額（一時払保険料相当額）を超えた部分の額 ・積立金額全体の3分の1 |
| | 一部解約請求金額 | 10万円以上 一部解約請求金額が「特別引出」可能額を超える場合、超過額は通常の一部解約の取扱となります |
| 期間条件 | 運用期間 1年以後 、保険の対象となる方（被保険者）が 75歳で迎える契約応当日の前日まで | |

- 特約による年金額保証のあるコース（「10年運用コース」「15年運用コース」「20年運用コース」）では、運用期間中に「特別引出」があった場合、年金受取総額の最低保証額（年金保証額）は基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額になります。

解約による払戻金受取

全部解約

ご契約の全部を解約して、解約日の積立金額に応じて払戻金を受け取ることができます。

「特別引出」の取扱はありません。

| | |
|----------|------------------------------------|
| 全部解約時の制約 | 7年未満での解約は解約控除が適用されます 「諸費用」をご参照ください |
|----------|------------------------------------|

一部解約

ご契約の一部を解約して、払戻金を受け取ることができます。また、「定時定額引出」*で払戻金を受け取ることもできます。一部解約には以下のような条件があります。

*運用期間10年以後より、一部解約を定額で定期的かつ自動的に行うサービス

| | |
|---------|---|
| 一部解約の条件 | 一部解約後の基本保険金額（一時払保険料相当額）は100万円以上、かつ積立金額が50万円以上である必要があります |
| | 特約による年金額保証のあるコースでは、一部解約後の基本保険金額（一時払保険料相当額）から「特別引出」累計額を差し引いた額が、「10年運用コース」150万円以上、「15年運用コース」100万円以上、「20年運用コース」100万円以上である必要があります |

一部解約で「特別引出」の条件を満たさない場合、または満たさない金額については、「特別引出」の取扱とならず以下のような制約を受けます。

| | |
|----------|--|
| 一部解約時の制約 | 7年未満での解約は解約控除が適用されます 「諸費用」をご参照ください |
| | 死亡保険金の最低保証額（基本保険金額）が一部解約額の積立金額に対する割合に応じて減額されます |

「15年運用コース」のステップアップ最低保証金額は、一部解約があった場合、一部解約額（「特別引出」を含む）積立金額に対する割合に応じて減額されます。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

税金面での特長

税金のお取り扱い

諸費用

税金について



これら税金のお取り扱いについては、平成16年3月現在施行中の税制によるものです。したがって将来的に計算方法・税率等が変わる場合がありますのでご注意ください。税金のお取り扱いの詳細につきましては税務署等にお問い合わせください。

税金面での特長

死亡保険金の相続税非課税枠

死亡保険金受取人が相続人であれば、相続税について一定額まで非課税の対象となります。他の生命保険商品すべての死亡保険金と合算して、以下の金額までは相続税がかかりません。

「死亡保険金の相続税非課税枠 = 500万円 × 法定相続人数」*

*この法定相続人数とは、相続の放棄があった場合でも、放棄がなかったものとした場合の相続人数のことをいいます。

運用収益の課税繰り延べ

ファンドが投資している投資信託の分配金や、ファンドの変更等を行う際の運用収益から税金が徴収されることはありません。運用収益への課税は解約時や年金受取時まで繰り延べられます。

運用期間中の収益は全額が再投資されるので長期の運用では優れた複利効果が期待できます。

生命保険料控除

ご契約時または増額時にお払い込みいただいた保険料は、その年の『一般の生命保険料控除』の対象となります（個人年金保険料控除の対象にはなりません）。

他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

税金のお取り扱い

解約時の差益に対する課税

| | ご契約後解約までの期間 | 年金種類 | 税金の種類 |
|-----------|-------------|------------------------|-------------------|
| 解約または一部解約 | 5年以内 | 確定年金 最低保証付年金 | 20%源泉分離課税 |
| | | 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 | 所得税（一時所得） +住民税 |
| | 5年超 | | 所得税（一時所得）+住民税 |

死亡保険金受取時の課税

| ご契約者 | 保険の対象となる方 (被保険者) | 死亡保険金受取人 | 税金の種類 |
|------|---------------------|-----------------|---------------|
| A | A | 相続人（配偶者など）（注） | 相続税 |
| | | 相続人以外 | |
| | B | A（契約者本人） | 所得税（一時所得）+住民税 |
| | | C（契約者・被保険者以外の人） | 贈与税 |

（注）死亡保険金の相続税非課税枠（500万円×法定相続人数）の適用が可能です。

年金受取時の課税

| 契約形態 | 課税時 | | 税金の種類 |
|----------------------|----------|------------------------|---------------|
| ご契約者が 年金受取人の場合 | 毎年の年金受取時 | | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| | 年金一括受取時 | 確定年金 最低保証付年金 | 所得税（一時所得）＋住民税 |
| | | 保証期間付終身年金 保証期間付夫婦年金 | 所得税（雑所得）＋住民税 |
| ご契約者が 年金受取人ではない場合 | 年金の受取開始時 | | 贈与税 |
| | 毎年の年金受取時 | | 所得税（雑所得）＋住民税 |

相続年金支払特約を付加した場合の相続年金受取時の課税

| 課税時 | 税金の種類 |
|----------------|---|
| 保険金支払事由 発生時 | 相続税法第24条に規定される「定期金に関する権利の評価」により評価した額に対して相続税 |
| 相続年金受取時 | 所得税（雑所得）＋住民税 |

所得税に
関する
ご参考

一時所得

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税となります。
50万円を超える部分については、その2分の1が他の所得と合算して総合課税されます。

雑所得

他の所得と合算して総合課税されます。

商品詳細

4つのコース

運用のしくみ

死亡保障のしくみ

相続年金支払特約

年金受取のしくみ

「特別引出」のしくみ

税金について

諸費用

- 運用期間中の費用
- 年金受取開始日以後の費用

諸費用

ご契約中は、以下のような費用をご負担いただきます。

運用期間中の費用

保険関係費用

コースごとに設定

新規契約の成立や維持等に必要な費用ならびに死亡保険金・災害死亡保険金を支払うために必要な費用です。

ファンドの積立金額に対する割合（率）で決められており、積立金額にこの割合（率）を乗じた金額の1/365を毎日の積立金額から控除します。

*各ファンドの保険関係費用の詳細は「ファンド情報ページ」でご確認ください。

運用関係費用

ファンドごとに設定

ファンドの運用に関する費用です。

主にファンドが投資する投資信託の信託報酬で、信託財産に対し所定の率を乗じた金額が毎日控除されます。

その他、信託事務の諸費用、有価証券の売買手数料および消費税等の税金等が含まれます。また運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

*各ファンドの運用関係費用の詳細は「ファンド情報ページ」でご確認ください。

解約控除

ご契約から早期の解約の場合にご負担いただきます。

ご契約日から7年未満の解約では、解約控除額を差し引いた払戻金額をお受け取りいただきます。

基本保険金（一時払保険料）の増額があった場合、その増額部分についても増額日から起算して7年未満は解約控除が適用されます。

$$\begin{aligned} \text{払戻金額} &= \text{解約時積立金額（一部解約の場合その請求金額）} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{解約控除対象額} * \text{解約控除率} \end{aligned}$$

*全部解約の場合は、増額分を含む払込保険料の総額です。また一部解約の場合は、一部解約請求額または払込保険料総額のうち小さい方の金額から特別引出額を差し引いた額です。ただし両方の場合とも、過去に「特別引出」の取扱にならない一部解約があり、解約控除の対象となった場合は、その際の対象額を払込保険料の総額より差し引きます。

| 経過年数 | 1年未満 | 1年以上 | 2年以上 | 3年以上 | 4年以上 | 5年以上 | 6年以上 | 7年以上 |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 解約控除率 | 7% | 6% | 5% | 4% | 3% | 2% | 1% | 0% |

年金受取開始日以後の費用

年金管理費

受取年金額の1%を年金受取時に控除します。